ロ　各トランプの点数は、次の⑴から⑶までに掲げるトランプの種類の区分に応じ、それぞれ当該⑴から⑶までに定める点数とする。

⑴　Ａのトランプ　１点又は11点（ただし、Ａのトランプを11点としたときにディーラー手札の各トランプの点数を合計した点数（以下この３において「ディーラー手札の点数」という。）又はプレイヤー手札の各トランプの点数を合計した点数（以下この３において「プレイヤー手札の点数」という。）が21点を超えることとなる場合におけるその直前に配布されたＡのトランプ（既に１点とみなされているものを除く。）及びプレイヤー手札に対してダブルダウンを行った場合における当該プレイヤー手札に含まれるＡのトランプは１点とし、ディーラー手札に含まれるＡのトランプを11点としたときにディーラー手札の点数が21点を超えない場合における当該ディーラー手札に含まれるＡのトランプは11点とする。）

⑵　２から９までのトランプ　当該トランプの数字に対応する点数

⑶　Ｊ、Ｑ及びＫのトランプ　10点

ハ　プレイヤー手札が、ポンツーンである場合、ディーラーは、直ちに当該プレイヤー手札に係る手札に対する賭けの勝敗を決定するものとする。この場合において、ディーラーは、次にスタックを初期化するまでの間、当該プレイヤー手札の各トランプを既に使用されたトランプとして扱うものとする。

六　インシュランス

イ　アップカードがＡのトランプである場合、ディーラーは、顧客に対して、プレイヤー手札ごとにアップカードの点数とディーラーに配布された２枚目のトランプの点数の合計が21点であることに対する賭け（以下この３において「インシュランス」という。）に参加するかどうかを確認する。この場合において、インシュランスに参加する顧客は、当該プレイヤー手札に係る主たる区画に置いた賭金の２分の１を上限とする額の賭金をインシュランスに対応する区画に置くものとする。

ロ　インシュランスに参加した顧客は、ディーラーに配布された２枚目のトランプの点数が10点であることが明らかとなった場合に当該賭けについて勝ちとなり、それ以外の場合に当該賭けについて負けとなる。

ハ　インシュランスについて勝ちとなった場合の勝金額は、当該賭けに対応する区画に置かれた賭金に対して、２対１のオッズにより算出する。

七　顧客の選択

イ　１人の顧客が一の主たる区画に賭金を置いた場合は当該顧客を、２人以上の顧客が一の主たる区画に賭金を置いた場合は当該顧客のうちの１人を、当該一の主たる区画に係るプレイヤー手札に対してハ及びニの選択を行うことができる者（以下この七において「決定権者」という。）とする。

ロ　ディーラーは、プレイヤー手札ごとに、プレイヤー手札の点数を発表する。

ハ　アップカードがＡ、Ｋ、Ｑ又はＪのトランプである場合であって、決定権者がニに定める行為を行っていないときは、決定権者はサレンダーを選択することができる。

ニ　決定権者がサレンダーを選択しなかった場合であって、プレイヤー手札の点数が20点以下であるときは、決定権者は、次の⑴から⑶までに定める行為を繰り返し選択することができる。この場合において、ディーラーは、行為が選択された場合は、直ちに（⑴又は⑵に定める行為にあっては、当該プレイヤー手札に係る手札に対する賭けに参加している顧客がそれぞれ当該⑴の㈠若しくは㈡又は⑵の㈠若しくは㈡に定める処理を行った後、直ちに）当該行為を行うものとし、決定権者がいずれの行為も選択しなかった場合は、当該プレイヤー手札に係るこの七における顧客の選択を終了するものとする。

⑴　プレイヤー手札（２枚の同じ点数のトランプであるもの（２枚のトランプがＡであり、かつ、スプリットを行って形成されたものを除く。）に限る。）に対してスプリットを行うこと。この場合において、顧客は次に定める処理を行うものとする。

㈠　当該決定権者は、当該決定権者の当該プレイヤー手札に係る当初の賭金（四のロの規定により当該プレイヤー手札に係る主たる区画に置いた賭金をいう。以下この３において同じ。）に相当する額の賭金を当該主たる区画に置くものとする。この場合において、スプリットにより形成された２組のプレイヤー手札にそれぞれ同額の賭金が対応するものとする。

㈡　当該プレイヤー手札に係る手札に対する賭けに参加している決定権者以外の顧客は、スプリットにより形成された２組のプレイヤー手札のうち当該顧客の当初の賭金が対応することとするものを選択するものとする。この場合において、当該顧客は、当該当初の賭金に相当する額の賭金を当該主たる区画のうち選択しなかったプレイヤー手札の直近の位置に置くことで、当該選択しなかったプレイヤー手札に係る手札に対する賭けに参加することができる。

⑵　２枚のトランプであるプレイヤー手札（２枚のＡのトランプであるプレイヤー手札についてスプリットを行って形成されたものを除く。）に対してダブルダウンを行うこと。この場合において、顧客は次に定める処理を行うものとする。

㈠　当該決定権者は、当該決定権者の当該プレイヤー手札に係る当初の賭金に相当する額を上限とする賭金を当該主たる区画に置くものとする。

㈡　当該プレイヤー手札に係る手札に対する賭けに参加している決定権者以外の顧客は、当該顧客の当該プレイヤー手札に係る当初の賭金に相当する額を上限とする賭金を当該主たる区画に置くことができる。

⑶　プレイヤー手札（ダブルダウンが行われたもの及び２枚のＡのトランプであるプレイヤー手札についてスプリットを行って形成されたものを除く。）に対して、１枚のトランプを配布させること。

ホ　ニ⑵の㈠又は㈡の規定により賭金を置いた顧客は、ダブルダウンを行った後のプレイヤー手札の点数が20点以下であるときは、当該置いた賭金の撤回を選択することができるものとする。ただし、顧客が当該選択をした場合にあっては、ディーラーは、当該プレイヤー手札に係る当初の賭金を回収するとともに、次にスタックを初期化するまでの間、当該プレイヤー手札の各トランプを既に使用されたトランプとして扱うものとする。

ヘ　ニの⑵又は⑶の規定によりトランプが配布され、プレイヤー手札の点数が21点を超えた場合、ディーラーは、直ちに当該プレイヤー手札に係る手札に対する賭けの勝敗を決定するものとする。この場合において、ディーラーは、次にスタックを初期化するまでの間、当該プレイヤー手札の各トランプを既に使用されたトランプとして扱うものとする。

ト　カジノ事業者は、ニの⑴及び⑵に定める行為について、次の⑴及び⑵に掲げる行為の区分に応じ、それぞれ当該⑴及び⑵に定めるとおり行うことができる。ただし、カジノ事業者は、⑴のカジノ事業者が定める数並びに⑵の㈠及び㈡の規定の適用の有無を一に定め、業務方法書に記載するものとする。

⑴　スプリット　ニの⑴の規定にかかわらず、一の主たる区画に係るプレイヤー手札の数がカジノ事業者が定める数を超えた場合に、決定権者はスプリットを選択することができないこととすること。

⑵　ダブルダウン　ニの⑵の規定にかかわらず、次の㈠又は㈡に定めるとおり行うこと。

㈠　３枚以上のトランプであるプレイヤー手札であって、その点数が20点以下であるものに対して、決定権者はダブルダウンを選択することができることとすること。

㈡　スプリットにより形成されたプレイヤー手札に対して、決定権者はダブルダウンを選択することができないこととすること。